

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷八十二第

行發日一月五年四和昭

論叢

價格の勢力説 文學博士 高田 保馬

地方税に於ける累進課税 法學博士 神戶 正雄

マルサスの恐慌論 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

交通事業に於ける競争 經濟學博士 小島昌太郎

重農學派の自然法觀 法學士 山口正太郎

英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて 經濟學士 一谷藤一郎

雜錄

ギリシヤの新發券銀行に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

目的税と考慮税 經濟學士 中川與之助

ラントの新らしき經濟政策論 經濟學士 藤田 敬三

國民所得に就いて 經濟學博士 汐見 三郎

法令

練價安定融資補償法・資源調査法・製糖地整理ニ關スル法律

(禁轉載)

重農學派の自然法觀

山口正太郎

一 序 說

ケネーを創始者とせる重農學派が勃興した十八世紀の後半は所謂啓蒙哲學隆盛の時代であり特に佛蘭西に於ては『佛蘭西啓蒙時代』¹⁾と呼ばれ羅馬加特力教の獨斷的教義に反抗して、理智の覺醒が叫ばれ、他の諸國に於ては其範圍は多く理論に限られて居るにかゝらず、佛蘭西に於ては直ちに實際運動と結び付き、佛蘭西革命の基調を形成すると共に、他而此啓蒙運動は他國の如く哲學者、思想家の間にのみ止まらず、廣く一般民衆に受容れられ、眞に啓蒙運動の意義を發揮したのであつた。²⁾

教權の獨斷的形而上學に反抗した啓蒙運動は理智の力を顯揚することにあつたが、然し他面に於て、眞理は何等の論證を伴はず、單に神の意思によつて、絶對的に、天降りの的に與えられるものとする獨斷論に對して、眞理は吾人の感覺を通じてのみ得らるゝものとする感覺論 Sensualisme も亦、英國を中心として勢を得て居た、此二つの時代思潮とも云ふべき流の中にケネーは育てられたのであり、ケネー自身は此二つを採り容れて更に一段高き處に其統一を見やうと企圖したの

- 1) Windelband, Die Geschichte der neueren Philosophie. Bd. I. 7 u. 8. Aufl. 1922. S. 364.
- 2) Windelband, a. a. O. S. 365, 366.

であるが、之等の新運動が獨斷論を排すと主張し乍ら不知不識自らも亦獨斷論に陥つて所謂前カント期の特徴を示してゐる如く、ケネーも亦、其『明證論』以下數種の哲學論文に於て一方叡智の能動性と、他方感覺の質料的與件の提出とを獨斷的に統一し、カントのコベルニクスの轉回に達するを得なかつたのである。

ケネーにあつては、あらゆる心理現象は先づ感覺を通じて發生する、感覺は吾人の智識の基礎を形成するものであつて、人間が受動的存在物 *être passif* として、外界からの印象を受け容れる、乍然此受動的性質は人間にのみ限られたものではなく、他の動物も之を有してゐる、唯他の動物と人類との相違する處は、人類に於ては理性 *raison* によつて、内部からの活動を生じ、感覺によつて與えられたるものと結合し、之を判斷し、意欲を生せしめる。此處に於て吾人の認識には二つの異なる原理が存在する、一つは外部から印象を採り容れる感覺の作用であり、他は内部より之を把握せんとする理性の作用である。

此二つの相反する方向から作用する處の感覺と理性を如何にして統一するかに就てはケネーは、此事は到底吾人の智識を以て解決し得られないもので、此統一原因は全く神の作用であると云う。感覺は智識の形成にとつては生理的必要物であつて、『理性及び意思の決定的原因、或は其動機である。』⁴⁾ 從て感覺を伴はない精神の働は之を信仰 *foi* と名ける、感覺によつて、理性が觸發され、兩者が神、或は最高の聰明 *sagesse suprême* によつて統一されて初めて眞の智識が成立する。斯くてケネーはあらゆる獨斷を捨て去つて認識論を形成すると云ひ乍ら、遂には此統一の作

3) Quesnay. Art. Evidence. Oeuvres économiques et philosophiques. 1888.
p. 793.

4) Quesnay, p. 793.

用を以て獨斷論に陥つて了まつたのである。

ケネーの認識論に於ける二元性、即ち感覺と理性との對立は實踐哲學にも顯はれる、吾人の行爲の基準、善惡を區別する倫理的價値は二つの意味をもつ、一つは吾人の感覺に訴へ、快樂或は苦痛となり、之に基いて行爲する場合ケネーは之を生理的善惡と名ける。他は感覺と關係なく理性の判斷によつて行爲する場合、ケネーは之を道德的善惡と云う。さて以上の二つの善惡は對立的地位にあるものであるが、然し兩者は單に對立するだけで沒交渉のものではない、感覺に訴えて快樂或は苦痛を與えることは、それだけでは自然現象で善惡の批判外の事情である、之に基いて行爲を營む際に生理的善惡を生ずるのは、何等かの意味に於て理性の判斷が結び付かねばならぬ、即ち單なる快樂、或は苦痛と云ふ現象以上に善惡の觀念を伴ふのは理性的判斷が既に加はれるからである、それで理性に基く道德的善惡の判斷が、生理的善惡の差別に既に結び付くと云ふ處に此兩者の統一が存する、而して此統一の作用を爲すものは智識の構成の際の感覺と理性との統一と等しく、神の作用である、創造者たる神は又必然に道德的善惡と生理的善惡とを統一すると云う。

此二種の善惡は對立的地位にあるとは云ひ乍ら、其重要さに於ては其處に優劣の差のあることを認める、ケネー初め重農學派の人々は等しく理性の判斷に基く道德的善惡を一層重要視するのであるが、此事は生理的善惡がより動物的であり、道德的善惡がより人間のことに基く。ケネーは認識論に於けるよりも、實踐哲學に於て理性の優越さをより強く認めるものであるが、

其結果、『あらゆる倫理上の判斷に於ける脱線 *déréglément* は常に理性の脱線により惹起される。』と結論する。此派のボードーの如きも亦、當時有力なる倫理學說であつたシャフツプリーの感情道徳論に反對して、道徳判斷の基礎を感情に置くことを以て、理性と自然の衝動とを混同し、理性の地位を低下し、其能動性を没却して、單に受動的役目のみを帶はしめるものであると非難する。斯く理性の優越を認めることは重農學派を通じて見らるゝ處であるが、然も彼等は一方理性の優越を認めつゝ、他方感覺的、生理的要素を無視することをも爲し能はざる處で、其結果此兩者の統一を神なる形而上學的方の存在に歸せねばならなかつたのである。而して此事は重農學派の認識論及び實踐哲學が自ら啓蒙哲學の中に其地位を占めつゝ、遂にカント前期を脱する能はざりし所以である。

(註) 重農學派の實踐哲學の解釋として、理性の優越よりも、寧ろ感覺の重視を説く人にハスバツハがある、然し此説は重農學派の實踐哲學を、當時の英國の道徳哲學と、殊にシャフツプリーのそれと結び付けやうとする故意の企圖であり、事實は寧ろ前掲ボードーの所説の如く、重農學派は英國流の感覺説には接近せなかつたものである。

二 自然の秩序

ケネーの認識論及び實踐哲學に於ける感覺的要素と理性との對立、並びに神による之が統一は彼の社會哲學に於ても其儘に表現されてゐる、即ち彼は人生々活を支配する二大法則、感覺的要素に基づく物理的法則と、理性の發動により作成せられた「人爲の秩序」*ordre positif* 例へば制定法

5) Quesnay, p. 776.

6) Baudouin, *Ephémérides du citoyen*, 1767. Tome II p. 187-188. zitiert bei Güntzberg, *Die Gesellschafts- und Staatslehre der Physiokraten*. 1907. S. 19.

7) Hasbach, *Die allgemeinen philosophischen Grundlagen der von Fran-*

の如きものを對立せしめ、更に此對立物の統一として、「自然の秩序」ordre naturelなるものを提唱する。

彼の所謂物理的法則なるものは科學上に於ける自然法則とは異なる、後者は人類の意思を離れて、之とは沒交渉に其妥當の世界を有するが、ケネーの物理的法則は、所謂「人爲の秩序」と呼ばるゝ法律、慣習等と對立し乍ら、互に影響し合つて成立する、兩者は全く分離し、且つ沒交渉なものではない、従て「人爲の秩序」が時には物理的法則に作用し、之を變改し得る力を持つ、之と同じく物理的法則も亦「人爲の秩序」の上に其力を及ぼし得るものである。

此二種の法則或は秩序の對立は更に其基礎となる「自然の秩序」によつて統一される、否、兩者の對立が、眞の意味の對立たるために、之が根據を要求されるが、其根據たるものは神の攝理に基く「自然の秩序」である。此「自然の秩序」に依據することによつて物理的法則及び「人爲の秩序」が各々其本領を發揮し得るので、「自然の秩序」と毫も關係無き物理的法則及び「人爲の秩序」は必竟無意味である、否一步進めて云へば、そは法則たり秩序たり得ざるものである。

ケネーの物理的法則は又次の觀點からも、科學上の自然法則と異ることが知られる、廣く自然界と云う時は、吾人の知覺の範圍外に無限に擴がつてゐる、今日人智の達し得る最大距離の望遠鏡で見られ得る天界は宇宙の一部に過ぎない、又顯微鏡にて發見し得られざる微生物も存在する、眼界を更に狭少して吾人の感覺の到達し得る範圍と限定しても、其範圍内の自然現象にして、吾人の日常生活と無關係なるものも亦少くない、自然法則は吾人の感覺なり、日常生活とは

無關係に其妥當の世界を有するが、ケネーの所謂物理的法則は更に々々其範圍の狭少なもので「物理的法則とは人類に利害關係ある處の、自然界の物理上のあらゆる現象の規則を意味する」⁸⁾。從てケネーの物理的法則とは換言すれば人類の支配し得る範圍、或は人類の目的觀念の下に置き得る限りの、利害と關係ある自然現象を規制する法則なのである、それで科學上の自然法則とは其妥當範圍に於て甚だしく相違するものである。ケネーの經濟學說、殊に其中心たる經濟表が、人體内の血液循環の理に準えて作られたるものなるがため、多くの論者はケネーの經濟學の研究方法を以て自然科學的となすが、實は彼の得んとする物理的法則は、目的觀念を常に考慮に容れ、此目的觀念の下に支配し得る範圍に限られたものであるから、之を以て直ちに自然法則と同一視し、ケネーの經濟學を以て自然科學的と評するは聊か早急の感無きを得ない。

ケネーは此物理的法則に對立するものを「人爲の秩序」となすのであるが、「人爲の秩序」は物理的法則と異り、主として能動的に、人類の理性に基き、内面より外部に向け發せられるものである、其具體的形體を探れるものは法律、慣習、政治等であるが、そは又何等の束縛なく、全く自由に發せらるゝものではない、此「人爲の秩序」は如何に力強くとも物理的法則の制限を破り得るものではない、感覺的要素に基礎を置く物理的法則を、與えられたるものとして、之に向つて内面から發せられるもので、物理的法則と「人爲の秩序」とは對立し乍ら、相互に影響し合ふものである、此事は恰かもカントの認識論に於ける「感性なしには如何なる對象も我々に與へられず悟性なしには如何なる對象も思惟せられぬであらう。内容なき思考は空虚である、概念なき直觀は

8) Quesnay, Art. Le droit naturel. Oeuvres. p. 375.

盲目である。」と云うと等しい立場である。

「人爲の秩序」は物理的法則によつて、其内容を與えられ、且つ其活動の範圍を限定せられるが、然し單に物理的法則に束縛せられると云ふことだけでは、未だ其秩序が正當なりや否やを判斷され得ない、人爲の秩序が物理的法則の制限下に於て猶甚だしき恣意に出で、あるものあるを認められる、法律なり政治なりが或國に於ては全く恣意の下に置かれ、人民の福祉と何等交渉無きことの存するは實例の示す處である、人爲の秩序が正當なりや否やは、人爲の秩序が假合理性に基きて發せられるにしても猶且それ自身では定め得ないことである、人爲の秩序が正當たるためには其背後に、否、其基礎に「自然の秩序」が存せねばならぬ。自然の秩序が人爲の秩序となつて具體化した場合の、人爲の秩序のみが眞に正當なる人爲の秩序である、自然の秩序が法律に表現された時、其法律は正當なる人爲の秩序である、自然の秩序は人爲の秩序を通じて具體化され、我々の眼前に展開するのであるが人爲の秩序は常に必ずしも自然の秩序を具體化したものとは限らない、殺人を罪することは自然の秩序の命ずる處であるが故に、殺人を罰する法律は正當であり、其強制力は是認せられる、¹⁰⁾自然の秩序が命ぜざる法律が其強制力を行使するは壓制であり、暴力の世界である、然も此事は現實に各國に於て見られ得る處である、自然の秩序に依存した人爲の秩序のみが人民の幸福を増進するものである。¹¹⁾人民が自然の秩序を了解し、此秩序が社會の利益を進め、人々の幸福を齎すことを悟り、此秩序に基く政治を、其一致せる意思の力で形成する時は、斯かる意思によつて築かれたる政府は最も完全なもので、且つ經濟上から見れば、

9) Kant, Kritik der reinen Vernunft, Reclam, S. 77. 天野貞祐譯カント純
粹理性批判上卷一五三頁

10) Le Mercier de la Rivière, L'Ordre naturel et essentiel des sociétés
politiques, 1767, éd. par Depitre, p. 57.

11) Le Mercier de la Rivière, p. 59. Baudeau, Première introduction a la

かゝる政府の施政の下に發せらるゝ人爲の秩序によつて富の年々の再生産は擴張せらるゝことゝなるであらう。¹²⁾

重農學派と同時代の人、ジャン、シャック、ルソーは人類の自由を伸張する社會秩序の根源を社會契約 *Contrat social* に求めたが、かゝる社會契約の更に其背後に自然の秩序の存するを見なかつたから、ミラボー侯の如きは彼に此理を説いて重農學派に加入せしめやうとしたが遂に無効だつたと傳えられる。¹³⁾ 重農學派の自然の秩序なるものは然らば如何にして認識し得られるものであらうか、此派は自然の秩序を以て、神の攝理と考へ、アヴェ、マリアの鐘を聞くが如き敬虔の態度を持する。¹⁴⁾ 乍然自然の秩序は直覺を以て得られるのではなく、叡智に訴えて初めて之を認め得る、此事は證明を要せざる明證の事實である、ケネーの『明證論』一篇は叡智に基く明證を以て人類と動物とを區別するのであるが、或社會の秩序が正當なりや否や、即ち自然の秩序を其背景とするや否やは此叡智に基く明證によつて判斷される。

自然の秩序は人爲の秩序の背後にあると共に後者が時間的、場所的に制限せらるゝに係らず前者は永久性、普遍性を有する、¹⁵⁾ 此事は自然の秩序が神の攝理に出づるからであるが、斯かる性質を有する事は、人爲の秩序をして、常に其根源に歸ることによつて其正當性を得せしむることゝなる、自然の秩序は人々の意思を束縛することはない、之に従ふと否とは各人の隨意であるが、之に反することによつて生ずる結果に就ては各人は其責任を負はねばならぬ。¹⁶⁾

自然の秩序は重農學派にとつては、純收入 *Produit net*、單一税 *impôt unique* と並んで此派の標

philosophie économique. 1767. éd. par Dubois. p. 148-151, 155-156.

12) O esnay. Oeuvres. p. 640.

13) Gide et Rist, Histoire des doctrines économiques. p. 6. Note.

14) Gide et Rist, Histoire p. II.

15) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie. 3 Aufl. 1923. S. 349.

語の一となつてゐるが、此標語は亦、處々に『社會に結合せる人々に明かに最大の利益たる法則』
lois évidemment les plus avantageuses aux hommes réunis en société. の説明されてゐる、自然の
秩序が人爲の秩序として具體化し、吾人の日常生活に表現される時には其特徴は明瞭に人類に最
大利益を齎すものであると云ふことである、此秩序に従ふと否とは各人の隨意であるが、之に服
従すれば必ず利益を伴ふ、自然の秩序に背反する人爲の秩序は一時的には人類に利益を齎すが如
く外見上、見ゆる時があつても、そは久しからずして消滅する、眞の利益は自然の秩序のみが、
永久的に齎し來るものである、重農學派があらゆる事業の中、農業を以て自然の秩序に専ら依據
するが故に、人類に永久的に最大利益を齎すものであると主張するのも此原理から出づる。

此派にあつては現實に人類に最大利益を齎すと云ふ事より、自然の秩序の存することを溯つて
推知し得るのであるが、此現實の表現は亦次の如くにも説かれてゐる、『社會上の諸秩序が従ふ
處の自然の秩序なるものは、社會に結合せる人々に、常に義務を伴ひつゝ、あらゆる權利の享受
を保證する處のものである、此自然の秩序に服従することは同時に社會が獲得する總ての利益へ
の參加を確實に保證する。』¹⁶⁾斯くて自然の秩序に服従する事は人類全體に利益を齎すのみなら
ず、其個々人に具體的利益を確保する。具體的利益と云つても必ずしも感覺的、物質的利益のみ
を意味するのではない、又自然の秩序に従ふと云ふことも、官能の赴くがまゝに放任し自由に感
覺的生活に没頭することでもない、ジード教授も指摘せる如く、自然の秩序に服するとは文化生
活を棄て、自然に歸れと云ふのではない、原始生活に歸るのでなくて、寧ろ反對に睿智を働かせ

16) Oncken, a. a. O. S. 349.

17) Dupont de Nemours, De L'Origine et des Progrès d'une science nouvelle. 1768. éd. par Dubois. p. 11.

て、事物の根源に徹することである、自然の秩序は感覺生活の中にはなく、叡智の世界にある、従て其齎す利益なるものは物質的、具體的利益のみではない、寧ろ抽象的に云つた幸福とか安寧とか云つたものである。尤も重農學派は其經濟政策としては自然の秩序の齎す純收入を擧ぐることを唯一の目的としてゐるのではあるが、其哲學上の基調よりすれば自然の秩序の齎す處の利益は斯く具體化したる物質のみを意味すと解すべきではない、否此點がケネー等の重農學派が英國流の感覺論者と袂を分つべき處とも考へられるのである。

以上を以て私は感覺的法則と之に對立する理性の發露たる人爲の秩序との關係及び此兩者の背後にあつて綜合的役目を演ずる自然の秩序の意義及び其相互關係を述べたと思ふ。次に自然の秩序と關聯せる自然の權利に就て述べるであらう。

三 自然の權利

ケネーは法に二つの意義を認める、一は社會現象としてあり、他は倫理上の價值概念としてある。前者では法の相對的理念 *idée relative* が、後者では絶對的正義 *juste absolu* が其基礎となる。¹⁸⁾ 社會現象としての法は人類相互の生活關係を規制するのであるから、孤立せる人間には合法も不法もない、此意味に於ける法は社會狀態と共に、又時代と共に變化する、此種の法は前述せる人爲の秩序に該當する、原始時代に於ては法も亦原始的で、自然的と合法的とは同一事であつた、然るに世が進むと共に人々の交渉繁盛となり、契約の必要を生じ、斯くて社會組織を生

18) Le Mercier de la Rivière. Ibid. p. 8.

19) Quesnay, Oeuvres. p. 364. Note 8. et p. 371.

み、制定法を要求するに至る、此制定法は現實には相對的理念を目標とするのであるが、然し乍ら制定法が眞に正しき法たるためには倫理上の價值概念たる絕對的正義の發露であり、自然の秩序の表現されたるものでなければならぬ、自然の秩序に該當する自然の法を言葉に表現し宣言したものでなければならぬ。²⁰⁾

從て現實の制定法は必ずしも自然法と一致したものではない、時に之に背反したものがある、乍ら制定法が眞に制定法たる意義を獲得するには即ち相對的理念を發揮するには絕對的正義を代表する自然法の現實的表現であらねばならぬ。

次に自然法と自然の秩序とは如何なる關係があらうか、自然の秩序は物理的意味に於ける自然現象の秩序をも包含せるものであるが、自然法は法たる限り人類相互の關係を規制するもので權利義務の觀念を常に伴ふものである、從て自然の秩序と自然法とは重なるけれども其範圍に廣狹の差がある、大小二つの同心圓の如きもので自然法は自然の秩序に一定の條件を附せられ制限されたものである、「燕は空氣中に飛動せる總ての蚊の上に權利を有するものでない」と云ふが如く、權利は總ての事實の上にあるのではなく限定せられたる事實の上のみ存する、從て重農學派の人々は法の解釋としての權力説を否認する、權力の伴ふ處、常に法あり權利ありと云ふを得ないからである。

自然法は普遍であり、永久性をもつに反し制定法は時間的、場所的に制限せられたものであつて、謂はゞ自然法の現象形態たるに止まるものである、從て自然法は之等の制定法及び、あらゆる

る事實、あらゆる現象より前に存せねばならぬ、『社會は人類生存の自然の形態であるから、法は社會と共に發生するが、然し本質上よりすれば法は社會より前に存すると考えられねばならぬ』²¹⁾

あらゆる事實に先立ちつゝ、然も其妥當する事實に制限ある法の本質は、其制限を人類の物理的性質と、道德的性質との二つから得る。物理的性質の方面から觀察すると、法は人類の欲望と、人類が外界の自然を征服する程度とによつて制限せられる、欲望の方面からすると其制限は頗る漠然とするが、自然の征服の方面からは明瞭に其範圍を限定せられる。此意味²²⁾於て法は自然征服の範圍即ち人類の勞働によつて獲得せられた外界財の上のみ限定せられる。

次に法は人類の道德的性質によつて制限せられる、各人の生存の目的は又同時に隣人の生存の目的と等しい、それ故に隣人の安寧は法の活動の限界を構成する。人類の物理的、道德的性質に基く之等の制限は、乍然自然法の本質そのものに如えられた制限ではなく、自然法が發動して、將に現象形態を探らんとする時に受くる制限であつて、自然法の本質そのものは、普遍性と永久性を持つ點に於て、本來無制限的なもので他の力によつて範圍を限定せらるゝが如きものではないのである、それ故にケネーは自然法を定義して『自然法とは、自己のものと他人に屬するものとの明瞭に決定する處の理性の光によつて認めらるゝ自然にして、主權的の規則』²³⁾であること云ひ、自然法の主權性と認めてゐるのである。

重農學派にあつては此何ものにも制限せられざる主權性をもつた法の本質たる自然法が、現象

21) Le Mercier de la Rivière. Ibid. p. 8.

22) Güntzberg, Die Gesellschafts- und Staatslehre der Physiokraten. 1907. S. 61.

23) Quesnay, Oeuvres. p. 365.

形態を採つて現實の世界に表現され、物理的、道徳的兩性質の制限を受くる時に、先づ各人は互に自己の生存を主張する權利あると共に、他人の生存を侵害せざる義務あることゝなつて顯はれる、『義務無き權利存せず、權利無き義務も亦存せず。』²⁴⁾とは重農學派の一つの標語であるが、チユルゴーがルキ十六世の台閣に列した時、此標語に基き、各人の自己保持の權利と他人の生存を侵さざる義務とによつて、富者の富をとつて貧者の生存を保證せんとするの實際政策を採り、後の學者をして、チユルゴーを目して、半ばの社會主義者と云はしめたものである。^{c:25)}チユルゴーにとつては自己保持の權利は主觀的な權利の要求ではなく、自然の秩序の命ずる客觀的狀態であつた、従て國家は此客觀的狀態を維持する義務があり、此狀態を侵害せられぬやうに努力せねばならぬ。そして此努力は國民の力に俟つのではなく、政府自らが上方から下へ向けて與えねばならぬものであると云う。

重農學派にとつては各人は自己保持の本能を守る權利あると共に、他人の同種の本能に對して之を侵さざる義務を持つ、此權利義務の基礎となる自己保持の本能は單に物質的生活の維持と云う點に限られてゐない、進んで人格の完成を企圖するものである、従て此派の自然の權利として認むる自己保持は人格の自由なる發展をも其中に含むもので、此事は又當然に自然法の認むる權利として自由權をも導き來ることゝなる。

各人が人格の自由なる發展を得るがためには其基礎として、勞働による財産の正當なる獲得及び既に獲得せる財産の安全を認められねばならぬ、其處で自由權の是認は他面に財産權の是認を

24) Le Mercier de la Rivière. p. II.

25) Güntzberg. a. a. O. S. 62.

必然的に伴ふ。自由權と財産權とは楯の両面であつて、『財産は自由の標準となり、自由は財産の標準となる』²⁶⁾ものである。乍然財産權が自然の權利であるにしても、あらゆる財産權が總て公正なるものではない、チュルギー、ル、トロヌ等が不正の財産權として擧ぐるものは勞働に基かずして、單に權力による封建制度的財産權である、思ふに佛蘭西革命以前の社會状態に於ては不正なる財産は封建的財産であつて、先づ之のみが時人の不平的であつたので、其以後の共產主義者の如く、あらゆる財産權の否認の如きは考え及ばなかつた處である。

ケネーにあつては自然の權利は究竟に於ては人格の自由なる發展、その完成を目的とするものであるが、眼前の目的としては各人が其生存を維持するため物質の享受を先づ得ることである、彼は論文「自然の權利」^註に於て『自然の權利とは各人が享受するに適する物財の上に持つ權利』²⁷⁾と云び、『今若し兩親が子供を残して死し、子供に何等の財産なき時は、此子供は自然の權利を剝奪され無力となる、……：眼の使用は光の到達せざる場所にては無効である』²⁸⁾と述べ、生存に不可欠なる物質の享受は理性の光により萬人に先づ與えられたる權利であるとす、此權利は制定法によつて認められたるものではないが、各人が理性を働かし、其光を認むる以上、必然的に是認されなければならぬものである、此點に於て後年アントン、メンガーによつて主張される生存權の思想を憶ひ起さざるを得ないものである。

(註) ケネーの「自然の權利」なる論文は「農商業及び財政雜誌」一七六五年—一七六六年に連載されたものであるが、此雜誌は、それより以前、七年戦争漸く終を告げ、物情騒然たる世の中が静まり、人々己が生存に對し、權利としての主張を抱く

26) Le Mercier de la Rivière. p. 35.

27) Quesnay. p. 359.

28) Quesnay. p. 365.

に至りし思想的産物として出でたるものと云はる、最初此雜誌は「商業雜誌」と稱し、穀物賣買の自由を擁護するために一七六三年四月一日より一週二回火曜と土曜とに出たものであるが、特に論文の理論的、根本的なものだけを別にし、一七六五年七月から上述の標題として出たものである。

さて「總ての人の總ての人に對する權利」と云はれたる自然の權利は先づ各人の物質的生存を保證するものであるが、更にそれ以上の生活の享受に就ては、自然の權利は各人が自己の勞働によつて獲得した物財には他人より侵害されず、當然その物財を享樂することを保證する。²⁴⁹人類自然の状態では生活の資料の獲得は各人の勞働に基く、之が自然の秩序であり、且つ正義に適ふ、正義は更に勞働によつて獲得した物財に就て他人から侵害されざること、従ては又相互に無用に闘争を起さざることを命ずる。然るに人智進み人々社會を構成することになると、互に交渉し、契約することによつて、單に勞働によつて生活資料を獲得するよりも、更に有效に物財を享樂し得ることとなる、即ち自己に不得意な勞働の生産物も、自分の熟練せる勞働の生産物と交換し得ることによつて、容易に之を獲得し得ることとなり、物財の享樂の度を増すものである、處が、斯く物財の享樂が容易となると共に、他方に於て、智識及び肉體の能力の差異が益々露骨に顯はれることとなる、ケネーは此論文の第三章を「自然の權利の不平等」と題し、肉體及び智力の不平等の存在を自然の状態と認め、之に基く幸、不幸、財産の多寡を自然の命ずる當然の事象なりとする、此不平等そのものは正當でも、不正當でもない、そは自然の命ずる處であるからである、人類は宇宙の構成に就て、最高の創造者たる神の意中に迄、突入することは不可能である、與えられ

たる自然の不平等に就て人類は抗議を申出づる権利はない、雨は旅人に不便であると共に土地の耕作に便を與える、唯問題となるは經驗上、自然の與ふる處が吾人により幸福を齎すや、より不幸を伴ふやを知ることであり、不幸を伴ふ時は、思慮により、理性の光によつて此事を豫見し、之を避くるのみである。³⁰⁾ケネーによれば此不幸は自然自らが進んで人類に與ふるものではなく、人々が自然の秩序を破る時に伴ふ刑罰である、例へば「若しも或政府が農業の成功を保證する自然の法則を遠ざけるならば當然にパンの缺乏を來し、同時に人口を減じ、不幸を増加するであらう」³¹⁾「富者は野心により、感情により、快樂のために、又自然の秩序を破る多くの手段を有するによつて、貧者よりも、より多く自然の秩序を破る機會を有する」³²⁾此結果ケネーによれば富者は自然の秩序を破ることによつて、刑罰たる不幸を伴ふこと貧者よりも多きものである、そは兎に角、人類にあつては智力、肉體方の自然的差異、從てそれより生ずる自然の權利の不平等は免れ得ざる自然の作用であると觀念し、之に伴ふ財産の多寡を是認する點に於て、ケネーは次の時代に於けるアダム・スミス以下英國正統學派の根本主張と直接の連絡を有する。

此派にあつては財産は人格の自由なる發展の基礎である、從て財産の無き處自由はない、之と共に其反對に自由無き處、財産の所有は無意味である、而して財産と自由とは、共に其安全を保證せられて初めて其眞意義を發揮する、それで此派のデュボン、ド、ヌムールは之を一括して次の標語を掲げてゐる、「自由なき財産は無意味であり、安全なき處、自由も亦無し」³³⁾と

30) Quesnay. p. 368.

31) Quesnay. p. 368-369.

32) Quesnay. p. 369.

33) Dupont de Nemours, De l'origine et des progrès d'une science nouvelle. 1768. éd. par Dubois. p. 15.

四 重農學派の社會觀

重農學派の人々は自然の秩序に基ける社會と制定法及び慣習法によつて組織せらるゝ社會とを區別すること恰かも聖アウグスチンの *civitas Dei* と *civitas terrena* との區別の如くであるが、兩者を單に理想の社會と現實の社會とに明確に區別し、前者を以て到達し得ざる社會なりと考ふるのではない、寧ろ反對に現實の社會は理想の社會を考ふることによつて初めて眞の現實の社會たり得ると考へたのである。

彼等の社會觀は先づ現實の社會のありのまゝの状態の直視から初まる、當時の社會觀の最大潮流はルソーの社會契約説であつた、然るに彼等は社會契約説に力を盡くして反抗する、蓋し彼等にとつては社會は人類の意思によつて構成せられたものではなく、自然必然の物理的現象であつたからである。人類は其本質に於て、又其生活條件に於て社會の中に當然生活せざるを得ない必然性をもつ²⁴⁾。社會は人類の創造せるものではなく、人類の生活に必然的に與えられたものである、人類の自己保持の本能は當然に社會の存在を豫定し、人類の意思すると否とにかゝわらず先づ與えられねばならぬものである。

ケネーは先づ人類の孤立せる生活を考へる、此種の生活に於ては正義も不正もない、蓋し孤立せる生活は單なる物理現象に過ぎないからである、正義と云う觀念は人々の交渉があつて初めて生ずるので、自然の秩序に依據するや否やによつて之が判斷の根據を與えられる、人々が交渉す

34) Le Mercier de la Rivière. Ibid. chap I.

ることは自己の權利を主張すること、義務を守ることである、乍然此事は人々が意思によつて社會を構成したが故に生ずるのではなく、社會の中に生活することによつて之等の權利義務を生ずるのである、ケネーによれば社會は人類の意思によつて創造するのではなく、神によつて與えられるのである。乍然後世の浪漫派の社會觀の如く、各人は部分として、神の意思によつて創造せられたる全體としての社會に没入するのではない、個人は理性の光によつて神の創造の意思に参加するのである、飽く迄、個人の權威を保有し、個人の自己保持の本能を中心とする、此意味に於て重農學派の社會觀は啓蒙的であり、浪漫派の社會觀と袂を別つべきである。³⁵⁾

人々は意思すると否とにかゝわらず、生活の必然的條件として社會の中に入る、此中に於ては各人は自然の權利を享受し、各人は自己の能力に應じ社會に寄與すべく働く、³⁶⁾此處に自然の秩序への服従が實現されるが、其實現が現實社會に確保されるために、人為の秩序が要求される、『社會に結合せる人類は自然の秩序と人為の秩序とに服従せねばならぬ』³⁷⁾人為の秩序は前にも述べたる如く、具體的には制定法、慣習、行政等となり、之が正當なるためには自然の秩序に依據せねばならぬものである、而して自然の秩序は人類の叡智によつてのみ知らるゝ處なるが故に、人為の秩序の正當と否とは叡智の判斷に俟たねばならぬ、而して叡智を磨くは人類が自然の秩序に依據すると否とを決定するから人為の秩序の第一の職務は教育によつて叡智を磨くにある、ケネーは之がため社會の人類に對し採るべき第一の方策は教育であると云う。³⁸⁾

重農學派にとつて、社會は人類の意思すると否とにかゝわらず、人類生活の前提條件として物

35) Güntzberg, Die Gesellschafts- und Staatslehre der Physiokraten. 1907. S. 45.

36) Quesnay, Oeuvres. p. 372.

37) Quesnay, p. 374.

38) Quesnay. p. 375-377.

理的に存在するものならば、彼等が一方、人格の自由なる發展を最高目的とする場合、此社會なる物理現象は自由の發展に對して之と衝突するものではないかとの疑問が發生する、此疑問に對して彼等の採る態度は此兩者の統一である、社會なる物質的條件と人格の自由なる發展とは外見上は矛盾するが如くであるが、兩者は叡智を以て統一せられる、叡智に反する自由なる發展は眞の自由の發展ではない、そは自由と云う假面を被れる恣意の墮落せる姿である、その發展は自然の秩序に反する、之と共に人類は叡智の力によつて、與えられたる物質的條件を撰擇取捨する、權能がある、斯くして撰擇せられたる物質的條件の上に、眞に叡智に基ける人格の自由なる發展が成立する、此兩者は互に衝突し、一は他を制限するものでなく、兩者相俟つて叡智の力に統一されて人類の向上に進むものである。

重農學派にとつては社會は人類の生活條件であり、先づ以て人類の生活に與えられたものである、然るに人類の生活は時代と共に進みつゝあるを以て、生活の變化は又與えられたる物質的條件たる社會の内容をも漸次變更し行くものである、水草を追ふて轉々する放牧生活に於ては對自然の生活はあつても、人と人との交渉殆んど無きが故に、正、不正の觀念を生ぜざることには前に述べた如くである、然るに農業時代に入りて人々土地に定着し、互に交渉を生ずるに至るや、其處に契約を生じ、慣習を發生し、遂に人爲的に制定法を出し、國家を建設するに至る、茲に於て與えられたる社會なるものは國家なる形式を採るに至り、著しく人爲的要素を加味するに至る、重農學派にとつては從て社會先づ存し、そが發達して一面國家となつたので兩者には發生的に、

時間的に、著しき前後の差があるので、然も亦與えられたる生活條件たる社會は、國家のみに限らず、其他に廣き範圍を有するを以て、空間的にも社會は國家に優越せるものなのである、唯國家は文明社會にあつては其發達の尖端を爲すものである、此處に於て國家を以て代表者となす社會は時代により、場所により、甚だしき差異を生ずるのであつて彼等が一方に自然の秩序に基く不變なる理想の社會を描けると全く正反對に可變にして常に進化しつゝあるものである、不變なる理想の社會と、可變なる現實の社會とは前述せる自然の秩序と人爲の秩序との關係を以て此處に對立することゝなる。本來人類の物理的生理的要求 *besoins physiques* に應ずべき社會が、時代と共に政治的要求 *besoins politiques* の對象に進み、之等の二者が統一されて人爲の秩序としての現實の社會を構成すると共に、自然の秩序としての理想の社會と次に對立することゝなり、更に此兩者は人類の叡智の力に統一されて理想と現實の兩社會の相互の交通となる。之等の對立と統一とに就ては特に辦證法的論理の發展を見るわけではないが、重農學派の諸著作を見れば隨所に對立と統一との論理を發見し得るのである。

ケネーによれば現實の社會に於ける階級は四つよりなる、尤も彼の經濟表や其解説には單に三つの階級のみを擧げてゐるが、之等は多かれ少かれ經濟活動に従事してゐるからであつて、此以外にも單に消費にのみ携はり、然も數に於て非常に多き細民階級 *bas peuple, petit peuple, menu peuple* なる者が存することを認めてゐる。大抵の經濟學史家はケネーの社會階級別を經濟表のみによつて、地主階級、生産者階級(農民)不生産者階級(商工業者)の三つとしてゐるが、ケネーの

39) Quesnay, Maximes générales, Oeuvres, p. 335. Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, 3 Aufl. 1922, S. 365.

40) Gide et Rist, Histoire des doctrines économiques, 3 éd. 1920, p. 22. Ingram, History of Political Economy, 1919, p. 64. Rambaud, Histoire des doctrines économiques, 1909, p. 187.

本旨を酌むならば猶、經濟表にあらわれざる細民階級の存在をも考慮せねばならぬ。

地主階級の中には主權者、租稅徵收權者等をも含むのであるが、之等の人々は其納めたる地代を以て、土地の改良、運河の開鑿、灌漑の設備等農事耕作に役立つ仕事を爲すことによつて社會に寄與するわけであり、農民のみが之等の設備を利用し國富増加の根源たる純收入 *product net* を産出し、一國人口の増殖に寄與するものである、從て農業のみが唯一の生産業であり、自然の秩序に依據すること最も多く、人類に幸福を齎す唯一の資源である、商工業者階級は單に農業によつて與えられたる材料に加工するか、或は之を運搬し需要供給を調節するかを其任務として毫も純收入を齎すものではないから此階級は之を不生産者階級と呼ぶ、尤も此不生産と云う言葉には惡罵の意味はない、⁴¹⁾否其存在は有用であり且つ必然である、⁴²⁾唯そが純收入を齎さるることによつて不生産的と云うだけである、從て重農學派の根本主張の一たる純收入の點を論ぜないで唯商工業者階級を不生産的と呼ぶことを以て、ケネーの缺點として攻撃する經濟學史家は輕卒の譏を免れない。

重農學派にとつては農民のみが生産階級であり純收入を齎すもので且つ自然の秩序に依據すること最も大なるものであるから、理想の社會に於ては國民の大部分が自然の秩序に基く農耕を營み、地主、主權者階級は努めて農耕の設備を爲し、農業を奨励し、國民の一少部分のみが商工業に従事して需給を圖り、一方農民の増加は純收入の増加となり、國富著しく増加して細民階級の數を極度に減少せしむる、人々自然の秩序に依頼すること多き程、幸福も亦之に伴ふて大なるが

41) Quesnay, Oeuvres. p. 522.

42) Baudeau, Ibid. p. 65.

故に、國民の大部分が農業に従事する國家に於ては人々愉快に其生を送るを得る。

思うに重農學派の所説は、或は經濟論に、財政論に、或は政治論、哲學論に、頗る多岐ではあるが、その孰れもを一貫して流るゝ根本主張はプラトンの實踐國家 *nomoi* に對する理想國家 *politeia* の如く、人爲の秩序に基く現實の社會に對して自然の秩序に基く理想の社會を畫くにあり。諸種の政策も結局、自然の秩序と理想の社會への導入を最高目的とする。從て重農學派の個々の學説の吟味に當つては、常に此最高目的への關心が無ければ其研究は全く無意味となつてしまふものである。

拾八世紀の後半、啓蒙思潮の横溢せる時代に重農學派は生れ育まれたのであるが、總ての獨斷を排斥すると稱しつゝ、不知不識の間に理想の社會なる形而上學的假定を措定するにあらずんば到底其學説は成立するを得なかつたのである。